

番号	受付日	標題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
1	令和6年 5月29日	6/9開催の「春らんまんソフトバレーボール大会」の呼称について	「春らんまんソフトバレーボール大会」の呼称に「春」がついているが、6月は「春」に該当するののか。 呼称を決める際に担当部署で吟味・検討がなされたのでしょうか。していた場合ならば、誰も疑問を抱かなかったのでしょうか。 どんな些細なことでも物事を決定する際には吟味・検討をするべき。	大会につきましては、毎年4月～5月に行っていたものを今年は体育館の空き状況や運営の都合等により6月9日に開催としたものでした。 しかしながら、違和感を感じられたとのことを受け、主催者である町スポーツ協会ソフトバレーボール部と協議した結果、今後は年2回の大会を、前期・後期として開催するよう呼称を変更させていただきますことと合意しましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。	社会教育課	0858-52-1161	令和7年 1月6日	令和6年 10月9日
2	令和6年 9月17日	防災フェスタでの戦闘機の飛行について	先日防災フェスタが開催されたが、防災フェスタに戦闘機を呼ぶのは不適切ではないか。世界情勢が不安定な中で戦闘機が飛んできたので、有事かと思ってしまった。町として戦闘機を飛行させるのは適切だと思うという声を複数の知人から聞いているので、こういった意見があることを町長や議員にも共有してほしい。	【鳥取県危機管理部の回答】 「災害時においては、いち早く被災状況を把握し、人命救助などの応急対策を迅速に行っていくことが必要となります。 このため、自衛隊では、阪神淡路大震災（1995）の教訓に基づき、災害発生時に航空機が緊急発進し、直ちに情報収集を行う態勢をとっています。 今年元日の能登半島地震の際も発災直後に北海道（千歳）の部隊がF-15 戦闘機による航空偵察を実施しており、その後順次様々な航空機が情報収集や物資・人員輸送等を行っています。 とっとり防災フェスタ2024 では、災害時に実際に使う航空機や車両などを用いて、自衛隊、警察、消防などの防災関係機関が実践的な訓練を行ったところですが、本県の災害時の対応を向上させるため、必要な訓練と認識しています。 ご理解いただきますようお願いいたします。」 【琴浦町の回答】 とっとり防災フェスタは、鳥取県や中部5市町、関係機関で構成する実行委員会主催で開催されましたが、町や県等が行った周知が十分でない点があり、住民のみなさまにご心配等を与えてしまいました。実際の災害を想定した訓練は必要であると考えており、ご理解いただきますようお願いいたします。 また、今回いただいたご意見については、琴浦町役場内や鳥取県関係部局で共有し、今後の訓練等の参考とさせていただきます。	総務課 防災危機管理室	0858-52-1700	令和7年 1月6日	令和6年 10月9日
3	令和6年 10月18日	独居高齢者への対策について	琴浦町でも独居高齢者が増えています。独居高齢者が体調不良、病気、ケガになった時、子どもは県外にいて頼る人がいない場合の状況をどうにかして欲しいと思います。 役場に連絡を入れるとヘルパーの方がその場に来て下さる等、予約ではなく困っている今の対応を必ずお願いしたいです。	ご自身が運転できず、救急車を呼ぶまでの症状でない場合は、福祉タクシーのご利用や民間の救急サービスのご利用をご紹介します。 鳥取県中部地区では、「くらし民間救急ぬのこ」が民間の救急サービスを実施しており、夜間も可能な範囲で対応しています。（有償） 介護保険サービスを含む公的なサービスでは、救急車以外での緊急対応は、現時点では対応いたしかねますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。 また、独居高齢者でお困りのことがありましたら、地域包括支援センター（電話：0858-52-1525）までご相談いただきますよう、よろしくお願いいたします。	すこやか健康課	0858-52-1525	令和7年 1月6日	令和6年 11月13日

令和6年度町民の声対応簿

令和6年10月～令和6年12月受付分

番号	受付日	標題	概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
4	令和6年 10月21日	介護者の支援について	認知症の母と二人暮らしの会社員です。持病の発作が起こった時、母の介護ができない状態となります。県内に子どもがいても頼れないこともあり、そのような場合、母の食事の用意など手伝っていただける、認知症の知識を持った方が家に来て対応していただけると助かります。 定期的ではなく、発作が起きた時、時間が合えば来てもらえる人が複数人いて、対応できる仕組み作りは難しいでしょうか。検討をお願いします。	介護しているご家族が急な病氣や怪我などによって介護ができなくなった場合は介護保険サービスの短期入所生活介護やお泊まりデイサービスの利用をご検討ください。 介護保険サービスは、計画的に定期のサービスをご利用いただくことが原則です。ご意見のあった、「定期的ではなく、発作が起きた時、時間が合えば来てもらえる人が複数人いて対応できる仕組み作り」は、多くの人員と体制整備が必要であり、安定的な事業とすることは困難であります。 また、お手紙だけでは状況が十分把握できません。サービスの利用には、要件等もありますので、日頃から「もしものとき」に備えて、町の地域包括支援センターにご相談ください。	すこやか健康課 (琴浦町地域包括支援センター)	0858-52-1525	令和7年 1月6日	令和6年 11月13日
5	令和6年 10月29日	プラスチックごみ回収の有料化について	来年度(R7年10月)より、各店舗や庁舎のプラスチックごみ回収ボックスがなくなり、プラスチックごみの回収が有料袋を利用し、指定日に回収されることになったが、せめて役場の回収ボックスはペットボトルやその蓋の回収も含め、継続して設置していただけないか。 無料だったからこそ協力できていたのであって、有料で袋を購入し、プラスチックごみを捨てるとなれば、プラスチックごみは分別しないで、可燃ごみと共に捨てることを考えている。	これまで試験的に町内5箇所の拠点で軟質プラスチックを回収しておりましたが、令和7年10月からは、プラスチック使用製品を含むプラスチックごみ全般を、各集落のごみステーションで回収する予定であります。 これまでは試験的な取組みであったことから、回収に関する費用負担は求めておりませんでした。が、可燃ごみと同様に、プラスチックごみの回収・運搬・再商品化にも経費がかかります。このため、ごみを排出される方に一部費用負担を求めていくことが妥当だと考えております。 また、役場等の回収拠点から近い人は無料で出せて、逆に遠い人は回収拠点に出にくいために費用負担が発生するようでは、均衡が図れません。以上を踏まえて、有料の指定袋で回収させていただくという方向で検討しているということを何とぞご理解ください。 なお、有料の指定袋でプラスチックごみを排出していただくことについては、今後町議会にて審議していただく予定で、現時点では正式に決定しているものではないことを申し添えます。	町民生活課	0858-52-1703	令和7年 1月6日	令和6年 11月13日
6	令和6年 11月19日	町内の防災無線について	火災時、時間を問わず最大音量で放送するのをやめてほしい	火災に伴う防災放送について、ご意見をいただきありがとうございます。 琴浦町では、火災発生や災害発生のおそれがある場合に、臨時放送を行っております。 臨時放送については、緊急を要する内容となるため、町民の方が聞き逃すことがないよう最大音量で放送するよう設定しています。 火災発生時においても、火災の発生をお知らせし注意を促すとともに、消防団員の速やかな招集を目的として、最大音量でサイレンを鳴らし、全町に放送しております。 町民のみなさまの生命、身体、財産を火災などから守るためのものですので、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。	総務課 防災危機管理室	0858-52-1700	令和7年 1月6日	令和6年 11月28日